

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開
設しますのでご利用ください。

とき 5月17日(土)・18日(日)

午前8時30分～正午、午後1時
～5時

ところ 役場収納課

※正面玄関は閉まっていますの
で、東側通用口からお入りく
ださい。

問合せ先 役場 収納課

内線120・122

固定資産税・軽自動車税 種別割の納付について

5月は固定資産税第一期、軽
自動車税種別割の納期です。今
月上旬に令和7年度納税通知書

を発送しますので、納期限(6月
2日(月)までに納付してくだ
さい。振替納税にしている方は、
納期限の前日までに預貯金の残
高をご確認ください。

なお、納税通知書がお手元に
届かない場合は、役場税務課ま
でご連絡ください。

●**重複納付にご注意ください**

固定資産税を全期分納付書で
納付した方は、第一期から第四
期までの納付書(4枚)により重
複で納付しないよう、お気を付
けください。

問合せ先 役場 税務課

固定資産税 内線160・178

軽自動車税種別割

内線175・176

自動車税種別割の納付を お忘れなく

6月2日(月)は自動車税種別
割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ち
の方に対し、4月30日(水)に
県税事務所から納税通知書が発
送されるので、お近くの県税事
務所、金融機関、コンビニエンス
ストア等で納付してください。
(納付場所は、納税通知書の裏面
を確認してください。)

また、パソコンやスマートフォン

ンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります。)
す。)やインターネットバンキン
グ、スマートフォン決済アプリで
も納付できます。

なお、名義変更や廃車などの
手続きをほかの人に依頼した自
動車について、納税通知書が届
いた場合は、それらの手続きが

3月末日までに行われていない
ことが考えられますので、依頼
先にご確認ください。

問合せ先 西尾張県税事務所

☎0586(45)3170



県ホームページ

スマートフォン決済アプリで町税等が納付できます

詳しい利用方法や注意事項については町ホームページをご確認ください。

●納付できる町税等

町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民
健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育所運営
費保護者負担金

●利用できるスマートフォン決済アプリ

	現在利用可能				
アプリ名	PayPay (ペイペイ)	PayB (ペイビー)	FamiPay (ファミペイ)	auPAY (エーユーペイ)	d払い (ディーバライ)
アプリの ダウンロード はこちらから					

問合せ先

税金の納付について
介護保険料について
後期高齢者医療保険料について
保育所運営費保護者負担金について

収納課 内線120
長寿支援課 内線115
保険医療課 内線171
子育て支援課 内線167